「

電灯料 電力料	一般需要部門 電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門
地帯間販売電力料 融通使用済燃料再処理等準備料 他社販売電力料 卸使用済燃料再処理等準備料	一般需要・特定規模需要外部門
託送収益 接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金を除く。） 電灯料（太陽光発電促進付加金に限る。） 電力料（太陽光発電促進付加金を除く。） 電力料（太陽光発電促進付加金に限る。） 地帯間販売電力料 融通使用済燃料再処理等準備料 他社販売電力料 卸使用済燃料再処理等準備料 託送収益 接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金を除く。） 接続供給託送収益（太陽光発電促進付加金に限る。） 他社購入電力料 他社購入電力料 他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額に限る。）	一般需要・特定規模需要外部門 特定規模需要部門 一般需要部門 一般需要・特定規模需要外部門 電力料の種類に応じて一般需要部門及び特定規模需要部門 一般需要・特定規模需要外部門 一般需要・特定規模需要外部門 一般需要・特定規模需要外部門 一般需要・特定規模需要外部門 特定規模需要部門 一般需要・特定規模需要外部門 一般需要・特定規模需要外部門

」を

に、

」

改め、同3.⑵中「　事業税　　料金収入比　」を削り、同3.⑵の次に次のように加える。

⑶　次に掲げるものを、次の比率により、一般需要部門、特定規模需要部門及び一般需要・特定規模需要外部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用
電気事業営業費用
事業税　　料金収入比

別表第1の4.⑴㋑中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同4.⑴①1)中「原子力発電設備」の下に「、新エネルギー等発電設備」を加え、同4.①⑵中

「　原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費　」を

「　原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　原子力発電費
新エネルギー等発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額　新エネルギー等発電費　」に

改め、同4.⑵中「7部門」を「8部門」に改め、同4.⑺中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を、「他社購入電源費」の下に「（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）」を加え、「及び原子力発電費」を「、原子力発電費及び新エネルギー等発電費」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の電気関係報告規則第二条の表第一号及び同条の表第五号については、報告期限が平成二十二年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。ただし、新会計規則第三条、第五条、第六条第二項、第三十三条第二項、別表第一（資産除去債務相当資産、原子力発電施設解体引当金、資産除去債務及び原子力発電施設解体費に係る部分に限る。）、別表第二第一表（原子力発電施設解体引当金及び資産除去債務に係る部分に限る。）、同第七表（資産除去債務相当資産に係る部分に限る。）、同第十一表⑴及び⑵並びに別表第三（資産除去債務相当資産に係る部分に限る。）は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度分の会計整理については、適用しない。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令による改正後の原子力発電施設解体引当金に関する省令の規定は、この省令の施行の日の属する事業年度から適用する。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に電気事業法（以下「法」という。）第十九条第一項に基づく認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出られた供給約款、同条第七項の規定により届け出られた選択約款及び法第二十一条第一項ただし書に基づく認可を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

（一般電気事業託送供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に法第二十四条の三第一項の規定により届け出られた託送供給約款及び同条第二項ただし書に基づく承認を受けた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

（卸料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に法第二十二条第一項の規定により届け出られた料金その他の供給条件については、なお従前の例による。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則（以下「新託送収支規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「託送供給等の業務」という。）並びに振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「振替供給等の業務」という。）に関する会計の整理について適用する。ただし、新託送収支規則別表第一、別表第二、別表第三、様式第一第五表、様式第二第五表及び様式第三第四表のうち資産除去債務相当資産に係る部分については、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る託送供給等の業務及び振替供給等の業務に関する会計の整理については、適用しない。